

石情報第 426 号

平成 27 年 9 月 2 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範様

石狩市長 田岡克介

石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する  
条例案について（諮問）

標記について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）の施行に伴い、同法 31 条の規定により石狩市が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、石狩市が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるため石狩市個人情報保護条例の一部及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正することを踏まえ、当市における特定個人情報の保護に関する制度の運用のあり方について諮問します。

（総務部情報政策課 文書・統計担当）

平成27年9月2日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成27年9月2日付け石情報第426号にて諮問のありました、石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案について審査した結果、石狩市の特定個人情報の保護に関する制度の運用のあり方について審査会として、これを認めることとしたので答申します。

(附帯意見)

制度の運用におけるセキュリティ対策については必要な措置を怠ることのないよう万全を期すること。